令和5年度一湊海水浴場壳店設置者募集要項

1 募集内容

(1)目的

一湊海水浴場の開場に伴い、同海水浴場の利便性・満足度の向上及び利用促進を図る ための売店設置者を募集する。

- (2) 設置場所
 - 一湊海水浴場 (「令和5年度 一湊海水浴場売店配置図」を参照)
- (3) 壳店設置数

3者

2 設置期間等

(1) 設置期間

令和5年7月2日(日)から8月31日(木)まで

(一湊海水浴場の開場日は7月1日ですが、『第8回 世界遺産「屋久島」オープンウォータースイミング2023』開催日のため、翌日からの設置とします。)

(2) 設置時間

午前9時から午後5時まで

(3) 設置場所

別紙2のとおり

3 申請の要件

- (1) 原則として、町内に店舗等を有しているもの
- (2) 町税等の滞納がないこと
- (3)保健所から営業許可を得ていること(飲食物を販売する者に限る) (※仮設店舗を設置する場合、事前に保健所へ相談してください)

4 販売品目等

売店における販売品目は次に掲げるものとします。

(1)飲食物(アルコール飲料を除く)

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置が取られ、かつ、法令等の規程に基づく、適正な表示がなされているもの。なお、温度管理が必要なものは適正な温度で管理すること。

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理・加工のみとし、あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理程度を行うものであること(かき氷等及び飲み物の提供は可とする)。

- (2) 海水浴に関するスポーツ用品及び玩具
- (3) 郷土物産品

屋久島町の名産品として、営業店舗等で販売しているものとする。

(4) その他町長が認めたもの

5 申請手続き

(1)申請期間

令和5年5月10日(水)から令和5年6月9日(金)まで(土・日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出先

〒891-4292 屋久島町小瀬田 849 番地 20 屋久島町役場 観光まちづくり課 観光推進係 ※申請書類については、直接持参し提出してください。

(3)申請に必要な書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。なお、町長が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

- (ア) この要項4のすべての者に共通する書類
 - ① 一湊海水浴場売店用地使用申請書(第1号様式)
 - ② 売店営業従事者に係る申告書(第2号様式)
 - ③ 代表者の住民票(3か月以内のもの)
 - ④ 代表者の納税証明書(令和4年度分及び令和5年度分)
 - ⑤ 売店設置場所希望表
 - ⑥ 仮設店舗を設置する場合、平面図、設置写真又はイメージ図(寸法を記入)
- (イ) この要項4の(1) 飲食物を販売する者は下記書類も提出してください
 - ⑦ 営業許可証の写し
 - ⑧ キッチンカー移動販売事業者の場合、販売車写真画像(車幅、車高を記入)
- (4) 申請に要する費用等

申請に要する費用等は、すべて申請者の負担とします。なお、提出された書類は、必要に応じ複写を行い使用することとし、抽選作業終了後においても返却しません。

6 抽選会の実施

(1) 売店設置箇所抽選会

売店設置数が3店であるため、売店設置箇所を決める抽選会を実施します。

(2) 売店設置者抽選会

応募者数が3者を超えた場合、抽選会をもって、売店設置者を決定します。また、売店設置者が決定した後、売店設置箇所抽選会を実施します。

(3) その他

売店設置箇所抽選会及び売店設置者抽選会の案内については、同要項3を満たした代表者にのみ連絡します。なお、同一経営者及び共同経営者による複数の申し込みは禁止しておりますので、違反が判明した時点で申し込みを却下します。

また、抽選の結果等に係る異議申し立て等については、一切応じられません。

7 その他

申請に係る諸手続きを進める際に生じた事業者の損害等について、本町は一切その責任を負いません。

8 問い合わせ先

屋久島町役場 観光まちづくり課 観光推進係

TEL 0997-43-5900 (内線 235)

FAX 0997-42-5905

MAIL kankou@town. yakushima. kagoshima. jp